

議会議案第18号

SDGs 未来都市として、鎌倉市がプラスチックごみ等発生抑制、プラスチック資源循環促進の先進的取組を行うよう求めることに関する決議について

SDGs 未来都市として、鎌倉市がプラスチックごみ等発生抑制、プラスチック資源循環促進の先進的取組を行うよう求めることに関し、次のとおり決議する。

令和3年（2021年）3月17日提出

提出者	鎌倉市議会議員	くりはらえりこ
同	同	上 西岡幸子
同	同	上 松中健治
賛成者	同	上 長嶋竜弘
同	同	上 高野洋一

SDGs 未来都市として、鎌倉市がプラスチックごみ等発生抑制、
プラスチック資源循環促進の先進的取組を行うよう求めることに
関する決議

1950年代から使われ始めたプラスチックは、私たちの生活に欠かせないものとして日常生活に用いられているが、様々な形で環境汚染を引き起こし、今やあらゆる生物の生存を脅かしている。不法投棄・ポイ捨て、ごみ箱からの散乱など、回収処理の不徹底等により、野ざらしになったプラスチックの一部が陸域から河川や海洋に流出し、水質汚染などの原因となっている。特に人工芝、化学繊維などから発生するマイクロプラスチックは、海洋等でさらに細分化し、魚介類が摂取することで成長が妨げられ、繁殖への影響や、食物連鎖の過程で環境ホルモンが濃縮されて、海洋生物に異常や影響が出る等の可能性が懸念されている。また鳥類にも同様の影響が考えられ、食物連鎖の最上位にいる人間の体にとっても、発がん性、生殖機能低下、発育異常、知能への影響が出る可能性が懸念されている。プラスチックは、生産過程や焼却処分で大量の二酸化炭素が発生することから、2050年までの温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を達成するためにも、大量廃棄されるプラスチックごみの発生抑制が求められている。

国際動向としては、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された、SDGsの目標14.1において、「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。」とあり、海洋環境の保全是世界共通の課題とされているところである。

日本国内では、諸外国における廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、地域における資源循環の形を模索しなくてはならない状況にある。平成30年（2018年）6月には、海岸漂着物処理推進法が改正され、また第四次循環型社会形成推進基本計画において「プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略」が策定されたほか、本年3月9日には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案(プラスチック新法案)」が閣議決定されるなど、国内において、まさにこれから具体的施策が進められなければならない状況である。

鎌倉市は、平成30年（2018年）6月、国から「SDGs 未来都市」に選定され、同年9月4日に発表された、神奈川県「かながわプラごみゼロ宣言」を受けて、同年10月1日に「かまくらプラごみゼロ宣言」を行った環境先進都市である。鎌倉市はSDGs 未来都市として、国、県や関連諸団体、事業者、市

民と連携・協働して次のようなことに取り組み、持続可能性を考えた先進事例を提案していく立場にあることを忘れてはならない。

- 1 プラスチックごみ・マイクロプラスチック・ナノプラスチック発生抑制に関する周知啓発
- 2 マイクロプラスチックの排出事業者と協力した実態把握調査・データ収集、回収方法の研究・実行
- 3 プラスチック資源循環を促進するための先進的取組、資源循環型システムの構築、トレーサビリティの研究
- 4 3R+Renewable（再生可能資源への代替）の推進

SDGs 未来都市として、鎌倉市のさらなる環境施策の推進を求めるものである。

以上、決議する。

令和3年（2021年）3月19日

鎌 倉 市 議 会